

愛知県環境影響評価審査会衣浦港3号地廃棄物処分場部会会議録

1 日時

平成19年10月18日(木)

午前10時から午前11時10分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

岩田部会長、梅村委員、北田委員、小池委員、大東委員、坂東委員、柳澤委員(以上7名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部)山本技監

(環境活動推進課)河根課長、藤野主幹、近藤主任主査、平野主査、松尾主任、関本技師

(大気環境課)内藤主査、那須主任

(水地盤環境課)吉田主任

(自然環境課)磯谷主任

(資源循環推進課)安藤課長、杉本課長補佐、小野主任主査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

吉川常務理事、浅野課長、柴田課長、大矢課長補佐、豊田課長補佐、谷口主査、石原主査

5 傍聴人等

傍聴人3名、報道関係者なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について岩田部会長が坂東委員と柳沢委員を指名した。
- ・ 事務局より、資料1「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況」、資料2「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書についての関係町長意見」及び資料3「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する部会報告(案)」について説明があった。

< 質疑応答 >

【坂東委員】 資料1の公述人Bの意見の中で、6ページの下から2行目に、富貴ヨットハーバーの利用者の意見として、浮遊ごみの吹き寄せが多くなるという指摘に対して、「多くなることはない」と結論付けています」とあるが、このことはどこに示されているのか。仮にごみがたまった場合には撤去等の対策はとられるものと考えていいのか。

【事務局】 参考資料37ページの事業者見解に、「富貴ヨットハーバーから港外に向かう流れが存在していることから最終処分場の存在により漂着物が増えるような変化は生じない」と記載されている。なお、ごみがたまった場合には管理者等により撤去など適切に対応される。

【小池委員】 準備書のあらましの15ページに、水質についての供用時の配慮事項として保有水について記載されているが、廃棄物の搬入が開始された後だけではなく、護岸が完成し完全に囲まれた時点で、処分場内の保有水について配慮されると考えていいのか。

【岩田部会長】 処分場が供用される前でも降雨によって水がたまると思うが、処理されるのか。

【事務局】 護岸が完成し予定地が完全に囲まれた時点には、排水処理施設も完成しており、廃棄物の搬入前であっても水位を保つように保有水等は適切に管理される。

【大東委員】 公聴会の意見を見ると、処分場の遮水性の確保や耐震設計の内容について住民に十分には伝わっていないように感じた。もう少し具体的に、住民にわかりやすく説明できるようにしておいてほしい。

【事務局】 ご指摘のとおりわかりにくい面もあるため、資料3の部会報告案は、1(3)及び6(1)で内容をわかりやすく評価書に記載し、さらに6(2)及び6(3)で住民の方に理解していただけるように事業者に対応を求めるものになっている。

【大東委員】 地震により護岸がずれることもあるのではないかとと思うが、どのような検討がなされているのか。

【事務局】 結果だけではあるが、準備書197ページの事業者見解に示されているように、東海・東南海地震や加木屋断層帯地震を対象にして地震応答解析を行い構造安定上問題のないことを確認している。仮に地震で護岸が下がることがあったとしても、護岸上端について朔望平均満潮位より低くなることはないように設計しており、また、護岸とシートとの相対変位も許容範囲内であり、シートが破れることはないとされている。

【岩田部会長】 部会報告案1(3)には「遮水機能の増強対策については、具体的な方法を明らかにすること」とあり、この表現で十分伝わるのであれば文言を変えなくともいいと思うがいかがか。

【大東委員】 文言的には問題ないと思う。なお、力学的には安定性は十分確保されていると思うが、その上で、地震時に本当にシートが破れないのかと住民が心配したときにデータを示すことができればよいと思った。

【岩田部会長】 大変重要なご指摘であり、事業者には十分伝えていただきたい。

部会報告案3(2)に「底質の環境監視」とあるが、どんな内容を求めているのか。「底質の環境監視」と「底質の監視」では意味が違うと思う。

【事務局】 底質の「監視」にするとヘドロの堆積状況を監視するという意味になるが、「環境監視」とすることで、有害物質等の状況も監視するよう求めるものである。

【柳澤委員】 環境監視について、準備書795ページに3項目ほど記載

されており、部会報告案 1 (5)には「具体的な監視計画を作成し、的確に実施」とあるが、評価書にはもう少し具体的に計画を書くことはできないのか。

【事務局】環境監視の具体的な内容をどの程度とするかについては、監視地点の設定など武豊町等の関係機関との調整に時間が必要となるので評価書にはどこまで記載できるかはわからないが、この部会報告案の 1 (5)の「具体的な監視計画を作成」、「監視結果を公表」については、評価書で事業者の見解が示され、事業者において確実に対応されるものと考えている。

- ・ 資料 3 の「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する部会報告(案)」をそのまま部会報告とすることです承された。

イ その他

- ・ 事務局から特にない旨、発言があった。

(3) 閉会